

各都道府県主管部長あて

国土交通省不動産・建設経済局不動産課長
(公 印 省 略)

行政手続における押印原則の見直しに係る宅地建物取引業法施行規則等の
一部改正について

規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされているところである。

※ 所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの

これを踏まえ「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」（令和 2 年国土交通省令第 98 号）等を制定し、宅地建物取引業法施行規則（昭和 32 年建設省令第 12 号）等において定められている、行政庁に提出すべき書類の様式より押印欄を削る等の改正を行ったところである（いずれも本年 12 月 23 日公布、令和 3 年 1 月 1 日施行予定）。

これに伴い、令和 3 年 1 月 1 日以降の宅地建物取引業及び積立式宅地建物販売業に係る行政庁への申請・届出等の取扱いについて、下記のとおり通知するので、適切な業務の推進に努められるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

1. 以下の法令において定められている、行政庁に提出すべき書類の様式における押印欄を削る。
 - ・ 宅地建物取引業法施行規則（昭和 32 年建設省令第 12 号）
 - ・ 宅地建物取引業者営業保証金規則（昭和 32 年法務省令・建設省令第 1 号）
 - ・ 宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金規則（昭和 48 年法務省令・建設省令第 2 号）
 - ・ 積立式宅地建物販売業法施行規則（昭和 46 年建設省令第 29 号）
 - ・ 積立式宅地建物販売業法営業保証金規則（昭和 46 年法務省令・建設省令第 2 号）

2. 現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする。

3. 上記の法令に基づく告示・通達等に係る申請・届出等の手続についても、上記の方針に準じて取り扱うこととする。

以上